

# 「いのちの壺」 種粳提供に関する覚書

\_\_\_\_\_(以下甲という) と株式会社龍の瞳 (以下乙という)  
とは水稻品種『いのちの壺』(以下「本品種」と称する) の種粳 (以下「本種粳」と称する)  
の栽培について次の通り覚書を取り交わす。

## 第1条 (本覚書で提供する「本種粳」)

乙の販売する「本種粳」は、「いのちの壺」の発見者で唯一の原種管理者である株式会社龍の瞳代表取締役今井隆が提供した原原種により、委託を受けた原種管理者である株式会社神明稲育種研究所において原種管理された種粳由来のものである。

## 第2条 (甲の遵守事項)

- 1) 甲は、「本品種」の品種特性に合致した育苗、栽培をする。乙は甲に対して、当該種苗、栽培の指針・指標、基準等に関する情報を適宜提供する。
- 2) 甲は、乙の了解を得ずに本覚書で提供された「本品種」にかかる種粳 (以下、「本種粳」という) を第三者に譲渡してはならない。
- 3) 甲は、本種粳を本覚書の趣旨に則り、必要に応じ毎年乙から購入するものとする。
- 4) 甲は、本種粳が原種由来であることを乙が証明した書類を、産地銘柄に指定している登録検査機関に持参して、検査証明に資するようにしなければならない。

## 第3条 (乙の遵守事項)

- 1) 乙は、甲の本覚書の有効期間に属する年度の生産計画に必要な本種粳を、甲と打ち合わせの上で乙の出荷可能日に出荷する。
- 2) 乙は、甲に本種粳の栽培指導として本覚書で規定する原種管理された原原種由来の種粳の栽培に必要な最低限の技術情報を提供する。
- 3) 乙は、本種粳がいのちの壺の原種であることを証明するために、原種由来の証明を出すものとする。

## 第4条 (収穫玄米の販売等)

甲は、本覚書き締結後は、本種粳を栽培し収穫した玄米及び白米は商標「龍の瞳」以外の商品として販売ができる。乙の要請があったとき、甲はその販売先について、開示するものとする。また、甲は「龍の瞳」がすでに販売されている先に新たに販売する場合は、乙に連絡し齟齬がないように努めるものとする。

甲は、本種粳を栽培し収穫した玄米及び白米に、株式会社龍の瞳の所有する登録商標(登録第 4808726 号、4870276 号、5264869 号、以下「乙商標」という) 並びにかかる登録商標に類似の商標を使用して販売してはならない。

## 第5条 (本覚書の有効期間)

本覚書の有効期間は、契約締結日から翌年の3月末までとする。ただし、契約日が作付けの前年の場合は翌々年の3月末とする。有効期間満了日前1か月前までに書面による本覚書解除の申し出がない限り、本覚書と同一条件で自動的に1年間更新され、以降も同様とする。

## 第6条（損害賠償）

甲が本覚書に違反して乙に損害を与えた場合は、乙に対してその損害を賠償しなければならない。また、甲が本覚書に違反した場合に、本規定による損害賠償の請求とともに、乙が本覚書を解除することを妨げない。

第7条（本種粳の販売価格）

本種粳の販売価格については、税込み 1 kg 4,700 円、4 kg 袋で同 17,800 円とする。販売価格は、変更される場合がある。

## 第8条（原種由来ではない不正ないのちの壺の取り扱い）

第1条で定める原種の種粒以外の「いのちの壺」種粒を販売しているものが判明したときは、甲は速やかに乙に報告するものとする。乙は、いのちの壺の原原種由来の種粒と原原種由来ではない種粒とが、異なるものであることを周知徹底するように努めるものとする。

## 第9条（原種証明の担保）

本覚書の有効期間内において、別紙ロゴマークを第4条で定める販売に際して原則使用することができる。乙は乙所有の登録商標である別紙のロゴマーク（登録第 5161758 号）を印刷した精米袋を下記の金額で販売し、甲は購入することができる。乙はシールも販売し価格は別紙の通りとする。甲は契約期限が過ぎて使用しなかった米袋やシールを速やかに乙に返却するものとし、第4条で定める本種粳を栽培し収穫した玄米、白米及びその他の米に使用してはならない。

## 第10条 (栽培への要望)

いのちの壺の栽培にあたっては、甲は、自然環境にやさしい稲作を目指す理念にのっとり、少なくとも特別栽培米の基準を満たすよう努力しなければならない。

## 第 11 条 (協議)

本覚書に定めのない事項及び本覚書の各条項の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙互いに誠意を持って協議解決する。

以上の合意を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

年 月 日

甲 干  
住所  
氏名  
必須 攜帶 一 一 (印)

乙 〒509-2512  
住所 岐阜県下呂市萩原町大ケ洞1068  
株式会社 龍の瞳  
代表取締役 今井隆 (印)  
電話 0576-74-1191

何れも税込

精米袋の価格

精米袋 2 kg 100 円

精米袋 5 kg 170 円

シールの価格

シール 1 kg 30 円

シール 2 kg 50 円

シール 3 kg 70 円

シール 5 kg 90 円



いのちの壺商標マーク

# 種籾ご購入者様が「いのちの壺」として販売する場合の注意事項

種籾「いのちの壺」をご購入いただきありがとうございます。弊社販売の種籾は、原種由来で、健全・純正・良質を保証しています。いのちの壺を販売される際に下記の点にご注意ください。

## 品種名

### いのちの壺

種籾購入者様が自由に使える名称です

いのちの壺は、**お米の品種/品種名**です。

2000年に(株)龍の瞳社長・今井隆が発見・命名し、品種登録を行いました。現在は発見者の使命として(株)龍の瞳と種苗会社と共同で原種管理し、販売しています。

## 商標登録名

### 龍の瞳®



弊社のみが使える名称です

龍の瞳®は、**(株)龍の瞳の商品/商品名**です。

#### 龍の瞳条件

- ①原種由来のいのちの壺の種籾を用いている。
- ②(株)龍の瞳・契約農家が栽培している。  
※種籾購入者は契約農家ではありません。
- ③(株)龍の瞳の自社基準(栽培/入荷/精米)を満たし、(株)龍の瞳が認めたもの。

また、コカコーラ®や東京ディズニーランド®と同じように商標登録されている名称/ロゴのため、第三者が許可なく名称/ロゴを商品に使うことはできません。

## 「いのちの壺」の販売の際、できないこと

### 商標法上できないこと



#### ダメ

- × 米袋・パッケージに龍の瞳ロゴ、龍の瞳®の文字を印刷・表示する。
- × 「龍のひとみ」「RYUNOHITOMI」などひらがな、カタカナ、ローマ字などでの表示。

### 食品表示/景品表示上できないこと



#### ダメ

- × 袋、店頭 POP、チラシ、パンフレット、ホームページなど商品説明において、「龍の瞳®と同じお米」という印象を受けるような誤解を招く表現。

## 株式会社龍の瞳からのお願い

- 龍の目、竜の大目玉など「龍の瞳®」の姉妹品と誤解・錯覚する商品名での販売はご遠慮ください。
- 上述の通り、「龍の瞳®/ロゴ」は、弊社保有の権利ですので「龍の瞳®/ロゴ」と関連付ける販売・表現はご遠慮ください。

禁止

# 「龍の瞳」は使えません

～商標・龍の瞳を“勝手に使うと違法”です～



収穫されたお米の袋など  
商品に「龍の瞳」と  
表示することはできません。



WEB ページ、SNS、販売ポッ  
プ、チラシなどに「龍の瞳」、  
及び龍の瞳と誤解する表現。

現在、「いのちの雫（龍の瞳）」や「龍の瞳と同じ品種～」といった表現により、消費者が弊社のブランド米「龍の瞳」と誤認し購入されたとのクレームが複数寄せられております。

ブランド名「龍の瞳」は、株式会社龍の瞳が多大なコストと時間をかけて築き上げてきた当社の重要な知的財産であり、商標としても保護されております。

当社は、「品種いのちの雫」の発見・発祥元として、純正の種粳を提供する立場にありますが、お米を販売する際には、「龍の瞳」ブランドとは一切関係がないことをご理解いただき、当該商標の無断使用や誤認を招く表現はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。